

地方公務員の給与問題をめぐる動向を見て、熊本大学の理事はどのように考えているのか？

——理事の方々への公開質問状——

「臨時特例」に対応した給与減額問題に関する団体交渉（2013年3月11日）で、学長は給与減額を避けるために“できる限りのことはしてきたと自負している”と述べました（『赤煉瓦』No25, 2013.3.26）が、地方公務員の給与問題をめぐる動向を見て、学長をはじめ熊本大学の理事の方々はどのような考えをもっているのでしょうか。

熊本大学教職員組合は、4月22日、熊本大学の理事一人ひとりに公開質問状を届け、5月10日までに回答をお願いしました。いただいた回答は、責任をもって『赤煉瓦』紙上で公表します。

理事の方が各々どのような考え方をもっているのか、注目しましょう。

国立大学法人熊本大学学長
谷 口 功 殿

2013年4月22日

熊本大学教職員組合執行委員会

給与減額問題に関する公開質問状

「国家公務員の給与改定及び給与の臨時特例に関する法律」に対応した給与減額問題は、2012年度の取扱い、2013年度の取扱いとともに団体交渉を継続しています。今後、この問題を解決していくためには、法人の運営責任を担っている理事の方一人ひとりがどのような考え方をもっているかを本学教職員に示すことが必要であると考えます。つきましては、本質問状を作成しましたので、下記の質問事項に書面で回答くださいますようお願いいたします。いただいた回答は、組合ニュース『赤煉瓦』紙上で公表させていただきます。

御存知のように、熊本大学使用者は、「具体的な運営費交付金の削減内容が判明次第、…減額改定した給与の取扱いについて、団体交渉を行なうものと」し、「その団体交渉にあたっては、甲（国立大学法人熊本大学：引用者）は経営判断上可能な範囲において、給与水準を最大にするよう努力する」ことを明記した労働協約（「国家公務員の給与の『臨時特例』に対応した組合員の給与の取扱いに関する労働協約」2012年7月31日）を締結して2012年8月1日から暫定的に給与を減額しました。その後、今年2月に確定した運営費交付金削減額の給与削減相当額は10億2400万円となり、熊本大学使用者が想定していた最悪の削減額13億6700万円よりも3億4300万円少ない減額にとどまりました。しかし、熊本大学使用者は、その差額分を教職員に還付して「給与水準を最大にする」努力を示すことはありませんでした。これより以前に2度にわたって「熊本大学職員のラスパイレス指数の改善に努力する」と明記した労働協約を締結した経験をもつて「かかわらず」です（「組合員の給与に関する労働協約」2009年11月24日、2010年12月24日）。

さらに退職手当引き下げ問題でも、熊本大学使用者は自らの責務を果たすことなく、実

質的な交渉に入らないまま一方的に団体交渉の終了を宣言して就業規則の変更を強行するという不当労働行為を犯しました（2013年1月1日）。

一方、こうした熊本大学使用者とは明らかに異なる動きも現れています。いうまでもなく、それは地方公務員の給与問題をめぐる動向です。政府は地方公務員についても今年7月から国家公務員と同じく給与を平均7.8%削減するよう要請しましたが、地方自治体から激しい抗議を受けた結果、総務省は国家公務員の給与水準＝ラスパイレス指数を下回る自治体については給与削減を求めるように方針を転換しました。熊本県内の場合、国家公務員の給与水準を下回る自治体は8つ存在しますが、熊本大学職員のラスパイレス指数はこの8つの自治体の水準よりも大きく下回っています（「臨時減額」に対応した給与減額以前の2012年4月の段階で熊本大学職員の対国家公務員比ラスパイレス指数は82.9にまで落ち込んでいました）。そうした極めて低い給与水準にもかかわらず熊本大学では給与・退職手当が減額されているのです。

しかも、国家公務員の給与水準を下回る自治体については給与削減を求めるという新たな方針に対して、社会から批判の声は聞こえできません。毅然と抗議の意志を示して政府の方針を転換させた地方自治体の首長の姿勢と、極めて低い給与水準を自認しながらも給与減額を強行する国立大学法人の学長たち、またそれを「要請」する文部科学省の姿勢とは、対照的なものといわざるを得ません。

以上の動向をふまえて次の2つの事項を質問いたします。

- (1) 国家公務員の給与水準を下回る自治体については給与削減を求める方針となつた地方公務員の給与問題をめぐる動向と、国立大学法人で給与減額を強行しつづけている動向とを見てどのようにお考えでしょうか。
- (2) 国家公務員、民間よりも著しく低い熊本大学職員の給与水準を改善するには、どのようにしてゆくことが必要であるとお考えでしょうか。

度重なる給与減額によって本学の教職員は困窮して将来設計の修正を余儀なくされ、本学への帰属意識を急速に喪失しています。給与減額問題は本学の将来を危機に陥れている重大な問題です。お忙しいところ恐縮ですが、5月10日（金）までに回答くださいますようお願いいたします。回答は書面・電子メールを問いません。書面の場合は、組合事務所（内線3529）にご一報いただければご指定の場所・時間に受け取りにうかがいます。電子メールの場合は、ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jpにお送りください。



熊本大学教職員組合

No27
2013.4.22

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp
http://union.kumamoto-u.ac.jp/